（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の十一　（略）	**第六条の十一**　（略）
②　（略）	②　（略）
③　都道府県知事は、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であつて、保育士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号に規定する科目の受験を免除することができる。	（新設）
④　前三項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前三項に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。	③　前二項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前二項に該当することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
（児童福祉法施行規則の準用）				（児童福祉法施行規則の準用）			
第六条　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				**第六条**　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七	保育士試験		国家戦略特別区域限定保育士試験	第六条の九、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七	保育士試験		国家戦略特別区域限定保育士試験
第六条の十一第一項	前条第二項各号	国家戦略特別区域限定保育士試験	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。）第一条第二項各号	第六条の十一第一項	国家戦略特別区域限定保育士試験	保育士試験	
第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	保育士試験	特区法施行規則第一条第二項各号	（新設）			
（略）				（略）			

附　則

この省令は、公布の日から施行する。